

株式会社大阪港トランスポートシステム

大阪市外郭団体等への関与及び監理事項等に関する条例施行要綱第8条第1項第1号から第4号に掲げる事項

1 当該法人を通じて達成しようとする本市の施策の内容

本市臨海部における交通需要に対応する輸送手段となる鉄道路線として整備する北港テクノポート線のうち、2025年日本国際博覧会の会場となる夢洲地区への主要な輸送手段となる鉄道路線である南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させること。

2 当該法人以外の法人その他の団体によっては1の施策を達成することが困難である理由

当該法人は国土交通大臣から北港テクノポート線についての第一種鉄道事業の許可を受けており、レール、駅舎、車両、設備等のインフラ外部の整備を行う事業主体となっているとともに、南ルート部分を本市の計画にのっとり適切な時期までに確実に建設し開業させるためには、国に対する工事計画の変更の認可にかかる調整や、本市が実施する北港テクノポート線の鉄道躯体等のインフラ部の整備事業との調整等を円滑かつ着実に実施することが必要となるが、これらを主要事業がトラックターミナル事業である当該法人のみで実施することは困難であり、開業に至るまでの間、職員による役員就任により本市が支援する必要があるため。（大阪市外郭団体の指定に関する基準を定める規程第3条第1項第1号ア(ウ)に該当）

3 1の施策を達成するために当該法人に求める役割

北港テクノポート線のうちの南ルート部分を本市の計画に則った適切な時期までに確実に建設し開業させること。

4 当該法人に3の役割を果たさせる上で当該法人が行う本市の果たすべき役割を補完し又は代替する活動（以下「本市の補完・代替活動」という。）について本市が指導及び調整をすることが必要であり、かつ、監理という手法が当該法人の事業活動に対する他の指導及び調整の手法と比較してより適切かつ効果的であるとする理由

(1) 当該法人が行う本市の補完・代替活動の指導及び調整の必要性

北港テクノポート線のうちの南ルート部分を本市の計画にのっとり適切な時期までに確実に建設し開業させるに当たっては、建設事業だけではなく国や本市関係部局との緊密な調整等の業務が発生し当該法人にとって相当な負担となることから、主要事業がトラックターミナル事業である当該法人に南ルート部分の建設・開業に注力させて本市の計画にのっとり確실히行わせるためには、南ルート部分の建設事業の実施を当該法人の自主性に委ねるのではなく、当該法人の事業経営自体について本市が指導及び調整を行っていく必要がある。

(2) 監理という手法の比較優位性

当該法人の事業活動の方針等をコントロールするためには、株主としての支配権を通じて当該法人の事業経営全般を監理することが最も効果的である。